

目的・権限の委任等

複雑

項目の複雑度

単純

C		B	
2 1	機構への委任等	1 1	目的
2 2	財務大臣への権限の委任		
2 3	協会への厚生労働大臣の 権限に係る事務の委任		
1 2	基本的理念		
2 4	地方厚生局長等への 権限の委任		
2 5	基金等への事務の委託		
A			

低

高

出題実績

1

目的等

1 目的（法1条）

★★★

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の**業務災害**（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する**業務災害**をいう。）以外の**疾病、負傷**若しくは**死亡**又は**出産**に関して**保険給付**を行い、もって**国民の生活の安定と福祉の向上に寄与**することを目的とする。

【法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例（法53条の2、則52条の2）】

被保険者又はその被扶養者が**法人の役員**（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の**支配力**を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその**法人の役員としての業務**（被保険者の数が**5人未満**である適用事業所に使用される**法人の役員としての業務**であって厚生労働省令で定めるもの^{*}を除く。）に起因する**疾病、負傷**又は**死亡**に関して**保険給付は、行わない**。

※ 当該法人における**従業員**（上記に規定する**法人の役員**以外の者をいう。）が**従事する業務と同一**であると認められるものとする。

1. 沿革 **必修**

健康保険法は、**大正11年4月**に制定され、**昭和2年1月1日**（保険給付及び費用の負担に関する規定以外は**大正15年7月1日**）に**施行**された日本で最初の社会保険に関する法律である。 **例題1** 〈発展1.参照〉

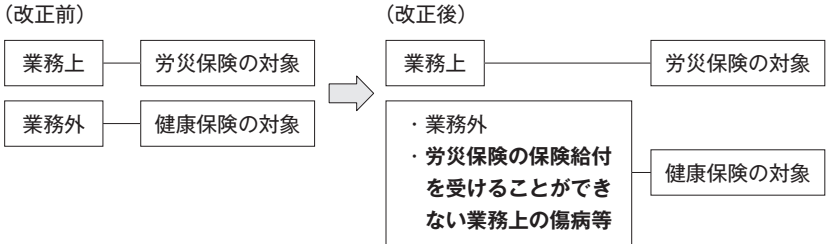
2. 給付範囲 **必修**

健康保険は、被保険者又は被扶養者の労働者災害補償保険の**業務災害以外の保険事故**に対して**保険給付**を行う。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年5月31日公布）により、健康保険の給付範囲が見直され、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態^{*1}が生じないよう、「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」とな

った（平成25年10月1日施行）。**H26-4B**

- ※1 従来、健康保険は業務外の事由に対して保険給付を行うこととされており、業務とは、「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業の総称」と解釈していた。このため、労災保険から給付されない場合において、健康保険でも「業務上」と判断され給付されないケースがあった。（例：副業として行う請負業務、インターンシップ、シルバー人材センター業務等）



ただし、役員の業務上の負傷については、従来の取扱いと同様に小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異なるような労務に従事している者を除き、健康保険から給付を行わないこととされている^{*2}。

- ※2 役員の業務上の負傷については、従来の取扱いと同様に、「使用者側の業務上の負傷に対する補償は全額使用者側の負担で行うべき」との観点から、労使折半の健康保険から給付を行わないこととする。ただし、「被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異なるような労務に従事している者」については、従来支給しないこととされていた傷病手当金を含めて健康保険の給付対象とする。**H26-2C**



（業務上事故として申請中の取扱い）

業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中（支給決定を請求中）の未決定期間は、一応業務上の取扱いをし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、健康保険による業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付が行われる。**H21-1B** （昭和28.4.9保文発2014号）

なお、平成25年8月14日厚生労働省保険局保険課事務連絡においては、「労災保険法における業務災害については健康保険の給付の対象外であり、また、労災保険法における通勤災害については労災保険からの給付が優先されるため、まずは労災保険の請求を促し、健康保険の給付を留保することができる。ただし、健康保険の保険者においては、保険給付の時効期間（2年間）を考慮し、労災保険給付の請求が行われている場合であっても、健康保険給付の申請が可能であることを被保険者等に対して周知するなどの十分な配慮を行うこと。」としている。

（犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて）

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法において、一般の保険事故と同様に医療保険の給付の対象とされている。

また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の

給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようだが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の保険給付は行われる。

H27-4ウ (法1条、平成23.8.9保保発0809第3号)

例題 1

H21-1A

健康保険法は、大正11年に制定され、同時に施行された日本で最初の社会保険に関する法である。

解答 ✕

法附則1条。健康保険法は、昭和2年に全面施行された。なお、保険給付及び費用の負担に関する規定を除いては、大正15年7月1日より施行されている。

2 基本的理念 (法2条)

★★★

健康保険制度については、これが**医療保険制度の基本**をなすものであることにかんがみ、**高齢化の進展**、**疾病構造の変化**、**社会経済情勢の変化**等に対応し、その他の**医療保険制度及び後期高齢者医療制度**並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して**常に検討**が加えられ、その結果に基づき、医療保険の**運営の効率化**、**給付の内容**及び**費用の負担の適正化**並びに国民が受ける**医療の質の向上**を**総合的に**図りつつ、実施されなければならない。

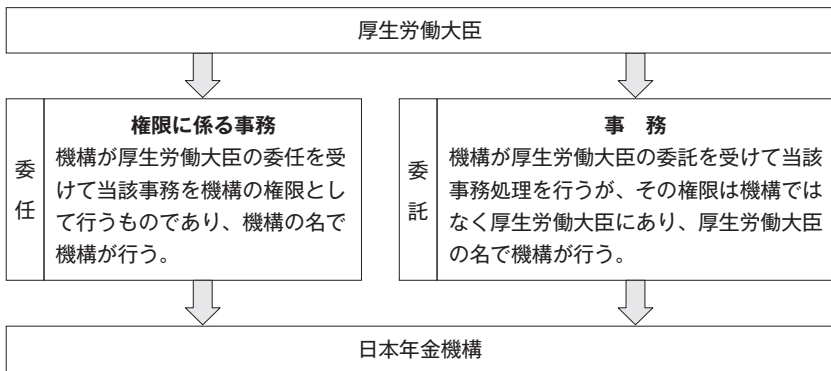
H21-1C

2

権限の委任等

1 機構への委任等

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**（以下「機構」という）に行わせるものとされており、次図の通り「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」と「機構への事務の委託」がある。



- ・日本年金機構は、社会保険庁の廃止に伴い、**平成22年1月**に設立された公法人であり、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（「**政府管掌年金事業**」という）等の業務運営を担うこととされている（詳細は、「別冊ハイレベルテキスト 直前対策」で学習する）。

1 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（法204条1項）

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務*は、機構に行わせるものとする。

※ 第181条の3第1項〔協会による保険料の徴収〕の規定により協会が行うこととされたもの、第203条第1項〔市町村長が行う日雇特例被保険者の保険の保険者の事務〕の規定により市町村長が行うこととされたもの及び第204条の7第1項〔協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任〕に規定するものを除く。

【例】

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。〈発展2.参照〉

- ・被保険者の資格の得喪の確認
- ・標準報酬月額の設定・改定
- ・育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除に係る申出の受理

2 機構への事務の委託（法205条の2,1項）

厚生労働大臣は、機構に、一定の事務^{*}を行わせるものとする。

※ 第181条の3第1項「協会による保険料の徴収」の規定により協会が行うこととされたもの及び第203条第1項「市町村長が行う日雇特例被保険者の保険の保険者の事務」の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。

【例】

例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。〈発展3.参照〉

- ・現物給与の価額の決定に係る事務（当該決定を除く）
- ・保険料の徴収に係る事務（一定の事務を除く）
- ・延滞金の徴収に係る事務（一定の事務を除く）

3 機構が行う滞納処分等（法204条の3、厚年法100条の6,2項、3項）



- I 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣の認可**を受けるとともに、**滞納処分等の実施に関する規程**（以下「**滞納処分等実施規程**」という。）に従い、**徴収職員**に行わせなければならない。**H23-10E**
- II **徴収職員**は、滞納処分等に係る法令に関する**知識**並びに**実務に必要な知識及び能力**を有する機構の職員のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、機構の**理事長**が任命する。
- III 機構は、滞納処分等をしたときは、速やかに、その結果を**厚生労働大臣**に報告しなければならない。

・委任

国税滞納処分の例による処分及びその例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・捜索に関する厚生労働大臣の権限（「滞納処分等」という）に係る事務（発展2.(15)(17)の事務）は、機構に委任されており、滞納処分等は機構が行う。



(滞納処分等実施規程)

機構は、滞納処分等を行う場合には、滞納処分等実施規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法204条の4,1項)

2 財務大臣への権限の委任 (法204条の2、厚年法100条の5,2項、5項～7項)



I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の**処分の執行を免れる目的**でその財産について**隠ぺい**しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため**保険料**その他健康保険法の規定による**徴収金***の**効果的な徴収**を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る**滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部**を委任することができる。

※ 第58条〔不正利得に係る徴収金等〕、第74条第2項〔一部負担金を支払わない者に対する処分に係る徴収金〕及び第109条第2項〔報酬不払いの事業主からの徴収金〕(第149条〔日雇特例被保険者に対する準用〕においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による徴収金を除く。以下「保険料等」という。

II **財務大臣**は、Iの委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の**全部又は一部**を行ったときは、滞納処分等その他の処分の**執行の状況**及びその結果を**厚生労働大臣**に報告するものとする。

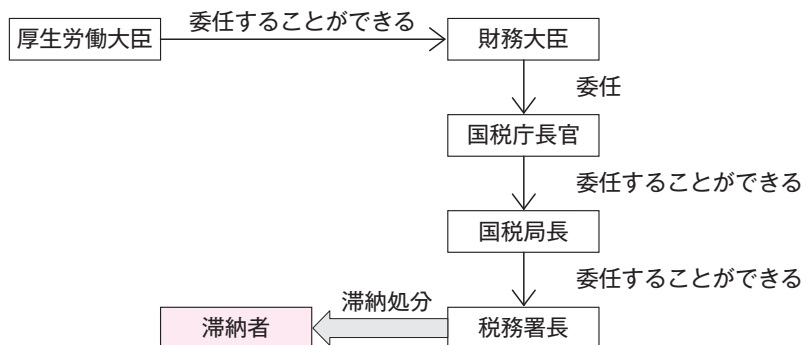
III **財務大臣**は、Iの規定により委任された権限及びIIの規定による報告の権限を**国税庁長官**に委任する。

IV **国税庁長官**は、IIIの規定により委任された権限の**全部又は一部**を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する**国税局長**に委任することができる。

V **国税局長**は、IVの規定により委任された権限の**全部又は一部**を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する**税務署長**に委任することができる。

・権限の委任の流れ

厚生労働大臣は、財産隠匿が疑われるような悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任することとされている。〈発展4.参照〉



3 協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（法204条の7,1項）



I 第198条第1項〔立入検査等〕の規定による**厚生労働大臣**の命令並びに**質問**及び**検査**の権限（**健康保険組合**に係る場合を除き、**保険給付**に関するものに限る。）に係る**事務**は、**協会**に行わせるものとする。ただし、当該**権限**は、**厚生労働大臣**が自ら行うことを妨げない。

H26-5工

II Iに定めるもののほか、**協会**によるIに規定する**権限**に係る**事務の実施**に関し**必要な事項**は、厚生労働省令で定める。

1. 趣旨等

保険給付の不正事案が発生した場合、厚生労働大臣は、行政権限として事業主に対して立入検査等を行う権限を有している。しかし、この検査権限^{*1}については、日本年金機構に対しては委任されていたが、保険給付を行う保険者に対しては委任されていなかった。

このため、保険給付の不正受給を防止する観点から、日本年金機構とほぼ同一の組織形態である協会^{*2}に対して、事業主への検査権限を委任することとされた（被保険者資格、標準報酬又は保険料に関する事業主への立入検査等に係る事務は機構に委任され、保険給付に関する事業主への立入検査等に係る事務は協会に委任される）。

- ※1 具体的には、事業所への立入権限に加え、事業主に対し文書等の提出・提示を命令する権限、帳簿等の検査を行う権限を指す。
- ※2 健保組合については、役員の任命・解任に際し、厚生労働大臣が関与できないなど、組織形態が協会とは異なるため、行政権限の付与は行わない。

2. 協会が行う立入検査等に係る認可等

協会は、上記の権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。(法204条の8,1項)

4 地方厚生局長等への権限の委任 (法205条)



- I **健康保険法**に規定する**厚生労働大臣**の権限（第204条の2第1項〔財務大臣への厚生労働大臣の権限の委任〕及び同条第2項において準用する厚生年金保険法第100条の5第2項〔財務大臣による厚生労働大臣への報告〕に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。
- II Iの規定により**地方厚生局長**に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。

1. 地方厚生局長等へ委任される主な権限

健康保険法に規定する厚生労働大臣の権限のうち、**全国健康保険協会**（協会の主たる事務所の指導及び監督に係るものを除く）、**健康保険組合**、**保険医療機関等**、**保険医**、**指定訪問看護事業者の指導・監督**に係るもの（例えば次の(1)から(8)に係る権限）は、原則として、地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「**地方厚生局長等**」という）に委任されている。

- (1) 健康保険組合に係る任意適用事業所の認可・取消の認可（健康保険組合の設立又は解散を伴う場合を除く）
 - (2) **保険医療機関等の指定**・指定取消・指導・質問・検査・報告等
 - (3) **保険医又は保険薬剤師の登録**・登録取消・指導・質問・命令・報告等
 - (4) **指定訪問看護事業者の指定**・指定取消・変更の届出・指導・質問・検査・報告等
- H18-8B**
- (5) **健康保険組合の一般保険料率の変更の認可**（健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び特定健康保険組合の認可に伴う場合を除く）
 - (6) **全国健康保険協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により滞納処分**を行う場合の認可
 - (7) 法第183条〔徴収に関する通則〕の規定によりその例によるものとされる国税通則法第46条の規定による納付の猶予

- (8) 法第183条〔徴収に関する通則〕の規定によりその例によるものとされる国税通則法第49条の規定による納付の猶予の取消し

(令32条、則159条1項3号、5号の2、5号の3、6号の2、6号の3、8号、9号、9号の2、9号の3)

2. 管轄地方厚生局長等の經由

健康保険組合が厚生労働大臣に提出すべき書類は、管轄地方厚生局長等（当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等。以下同じ）を經由するものとされている。(則18条)



(地方厚生局等)

地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務の一部を分掌する地方支分部局であり、地方厚生支局は、地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるための支局である。

(厚生労働省設置法17～19条)

5 基金等への事務の委託（法205条の4）



I 保険者は、第76条第5項（第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。iにおいて同じ。）及び第88条第11項（第111条第3項及び第149条において準用する場合を含む。iにおいて同じ。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法による**社会保険診療報酬支払基金**（「**基金**」という。）又は国民健康保険法に規定する**国民健康保険団体連合会**（「**国保連合会**」という。）に委託することができる。

i 第4章の規定による保険給付及び第5章第3節の規定による**日雇特例被保険者**に係る保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務（第76条第5項及び第88条第11項に規定する事務を除く。）

ii 第4章の規定による保険給付及び第5章第3節の規定による**日雇特例被保険者**に係る保険給付の支給、第6章の規定による**保健事業及び福祉事業の実施**、第155条の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者若しくは被保険者であった者又はこれらの被扶養者（iiiにおいて「**被保険者等**」という。）

に係る**情報の収集又は整理**に関する事務

- iii 第4章の規定による保険給付及び第5章第3節の規定による**日雇特例被保険者**に係る保険給付の支給、第155条の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る**情報の利用又は提供**に関する事務

- II **保険者**は、Iの規定により I ii 又は iii に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第1条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

・概要

保険者は、保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができるものとされた。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく事務の実施に関して、保険給付の支給、保健事業等の実施及び保険料の徴収等に係る情報の収集又は整理に関する事務並びに保険給付の支給及び保険料の徴収等に係る情報の利用又は提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができるものとされた。